

しらゆり居宅介護支援サービス

居宅介護支援運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人が開設するしらゆり居宅介護支援サービス（以下事業所という）が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営及び利用者等に対する適切な指定居宅介護支援の提供を確保するために人員及び管理、運営についての重要事項に関する規程を定め、介護支援専門員、その他の従業者が、要介護状態の利用者自身によるサービスの選択、福祉サービスの総合的かつ効率的な提供が受けられるよう支援する

(運営の方針)

第2条 事業の運営方針は利用者からの相談や依頼があった場合には利用者自身の立場に立ち、居宅において日常生活を営むことができるよう支援する
利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う
また、市町村、他の居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、介護保険施設等との連携を図る

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする

1. 名称 しらゆり居宅介護支援サービス
居宅介護支援事業者
2. 所在地 岐阜市安食1228

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする

1. 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）
2. 介護支援専門員 2名

尚、事業所の運営に従事する者は岐阜市暴力団排除条例に基づき該当しない者とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする

1. 営業日 月曜日～金曜日（ただし8/14～8/15、12/31～1/3、祝日を除く）
2. 営業時間 9時～18時

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、岐阜市、本巣市、山県市、北方町、瑞穂市、揖斐川町、関市、各務原市とする

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする

要介護認定の申請に係る援助

利用者自身によるサービスの選択、保健、医療、福祉サービスの総合的かつ効率的な提供ができるよう支援する

(居宅サービス計画作成の支援)

第8条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援する

- ① 利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握する
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求める
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成期間、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受ける
- ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行う
- ⑥ 事業者は、居宅サービス計画作成後、担当の介護支援専門員に、利用者の「介護連絡手帳」に必要な事柄を記載させ、その使用方法を説明した上、利用者に渡すものとする

(経過観察、再評価)

第9条 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させる

- ① 利用者およびその家族に毎月居宅訪問し、面談にて経過の把握に努める
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行う
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をする

(利用料、その他費用)

第10条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする

(施設入所への支援)

第11条 事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をする

(居宅サービス計画の変更)

第12条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更する

(給付管理)

第13条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理表を作成し、岐阜県国民健康保険団体連合会に提出する

(要介護認定の申請に係る援助)

第14条

- ① 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助する
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行う

(サービス提供の記録)

第15条

- ① 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保存する
- ② 利用者は、事業者の営業時間内にその事業者にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できる
- ③ 利用者は当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることが出来る
- ④ 利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付する

(苦情処理)

第16条

- ① 事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援または自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする
- ② 事業所は、苦情を受けつけた場合、苦情の内容等を記録する
- ③ 解決が困難な場合は、市町村に連絡し、助言・指導を得て改善を行い、市町村と協議し、国保連合会への連絡も協議する
- ④ 市町村からの質問や照会を求められた場合にはそれに応じ、市町村が行う調査には協力をする

(事故発生時の対応)

第17条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない

(掲示)

第18条 運営規程及び重要事項説明書は福富医院ホームページより閲覧できる

附則

この規程は平成25年8月1日から施行する

附則

この規程は平成25年9月11日から施行する

附則

この規程は平成27年4月1日から施行する

附則

この規程は平成28年4月1日から施行する